

再生可能エネルギーの導入等促進プラン委員会 設置要領

(目的)

第1条 京都府が、府内の再生可能エネルギーの導入等の促進を図る施策を実施するための計画に係る有識者等の意見聴取を行うため、再生可能エネルギーの導入等促進プラン委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員の役割等)

第2条 委員は、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。

- (1) 京都府内の再生可能エネルギーの導入等の促進に関する施策の目標に関すること。
- (2) 再生可能エネルギーの導入等の促進に関する施策を実施するために必要な事項に関すること。
- (3) その他再生可能エネルギーの導入等促進に関すること。

2 委員の任期は、2年以内とする。

(委員会の開催)

第3条 委員会は、京都府府民環境部長（以下「部長」という。）が招集する。

(参考人)

第4条 部長は、必要に応じ、委員以外の者の出席を求め、参考人としてその者の意見又は説明を聴くことができる。

(委員会の公開)

第5条 委員会は、原則公開する。ただし、公開することが適当でないと部長が判断した場合、非公開とする。

(委員会の事務)

第6条 委員会の事務は、京都府府民環境部脱炭素社会推進課が処理する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、部長が定める。

附 則

この要領は、平成27年7月7日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年9月30日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年8月17日から施行する。